



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 カルビー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 伊藤 秀二
(コード番号：2229 東証第一部)
問 合 せ 先 上級執行役員財務経理本部長 菊地 耕一
(TEL：03-5220-6233)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り平成 27 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役及び監査役の責任免除に関する条項の一部を変更するものであります。

なお、第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第 27 条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 27 条 (現行通り) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除) 第35条 (省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第35条 (現行通り) 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 25 日 (木曜日)

以上